

地域防災計画（地震災害対策計画編）の改訂について

1 改訂概要

(1) 背景

現行計画は、東日本大震災の教訓や市議会防災体制等整備特別委員会からの提言、国や県の動向を踏まえ、より実効性のある計画となるよう平成 25 年度に全面改訂を行い、その後、災害対策基本法改正に対応した改訂を平成 26 年度に行ったところです。

その後、国は平成 29 年 8 月に、東海地震の予知を前提とした対策について、「確度の高い地震の予測ができないのが現状である」という報告書を発表し、東海地震に関連する情報は発表されないこととなりました。

また、令和元年 5 月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画が修正され、気象庁が南海トラフ地震に関連する情報を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表することになり、本市も計画上の対応が必要となりました。

それらを受け、今年度に予定されている神奈川県地域防災計画の改訂に合わせ、本市としても改訂するものです。

(2) 主な変更点

上記背景に基づき改訂素案を事務局でとりまとめ、令和元年（2019 年）9 月 25 日付横浜市危 第 62 号で本市防災会議幹事の皆様に意見照会を行い、頂いたご意見を踏まえてパブリック・コメント手続を行い、改定案を示しております。

その主な変更点は次の通りです。

①地震被害想定の変更

平成 27 年 3 月に神奈川県が発表した地震被害想定調査報告書に基づき、被害想定を修正します。なお、南海トラフ地震対策も追加するため、南海トラフ巨大地震の被害想定も追加します。

その内容は、平成 27 年度防災会議（平成 28 年 1 月 27 日開催）における報告事項、「法改正等に伴う地域防災計画への対応について（資料 1）」における、2. 神奈川県地震被害想定について（平成 27 年 3 月）でご説明した内容と同じであり、概略は次のとおりです。

| 種別 | 項目 | 三浦半島断層群の地震 | | 大正型関東地震 | | 南海トラフ巨大地震 |
|--------------|----------------|------------|---------|---------|---------|-----------|
| | | 旧 | 新 | 旧 | 新 | |
| 最大震度 | | 7 | 6強 | 7 | 7 | 5強 |
| 人的 | 死者数(津波含む)(人) | 1,980 | 370 | 1,730 | 2,910 | 210 |
| | 負傷者数(津波含む)(人) | 50,060 | 4,960 | 44,900 | 10,650 | 70 |
| 建物 | 全壊棟数(棟) | 77,900 | 8,330 | 68,840 | 24,220 | 910 |
| | 半壊棟数(棟) | 27,120 | 22,030 | 29,990 | 32,460 | 2,590 |
| 火災 | 焼失棟数(棟) | 18,380 | 3,100 | 24,680 | 5,030 | 0 |
| 自力脱出困難者(人) | | 17,850 | 880 | 15,900 | 3,560 | 0 |
| 避難者数 | 1日目～3日目(人) | 348,770 | 96,360 | 347,680 | 187,370 | 13,930 |
| | 1ヵ月後(人) | 321,050 | 64,930 | 312,110 | 132,170 | 6,790 |
| 帰宅困難者 | 直後(人) | 24,410 | 14,510 | 24,410 | 14,510 | 14,510 |
| | 2日後(人) | 0 | 14,510 | 24,070 | 14,510 | 0 |
| エレベータ停止台数(台) | | 1,800 | 380 | 1,820 | 390 | * |
| ライフライン | 電気(停電件数)(軒) | 216,410 | 267,400 | 225,910 | 267,400 | 267,400 |
| | 都市ガス(供給停止)(件) | 105,540 | 0 | 105,540 | 95,180 | 0 |
| | LPガス(供給支障)(戸) | 1,560 | 680 | 2,050 | 880 | 0 |
| | 上水道(断水人口)(人) | 147,180 | 127,350 | 138,250 | 237,900 | 0 |
| | 下水道(機能支障人口)(人) | 11,550 | 21,410 | 18,110 | 33,860 | 2,960 |
| | 通信(不通回線数)(回線) | 304,430 | 150,990 | 370,130 | 147,360 | 147,050 |
| 震災廃棄物(万トン) | | 1,668 | 237 | 1,531 | 547 | 23 |

出典：(神奈川県地震被害想定 調査報告書(概要版))

(注) *わずか(計算上0.5以上10未満) 計算上0.5未満は0としている。

②東海地震事前対策計画の削除と南海トラフ地震に関連する内容の追加

既述のとおり、現行の東海地震事前対策計画の内容を本編から削除し、新たに南海トラフ地震防災対策推進計画を追加します。その内容は次のとおりです。

【第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画】

第1章 総則

第2章 関係者との連携協力の確保

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第4章 南海トラフ地震に関連する情報

第5章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第6章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第7章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第8章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第9章 防災訓練計画

第10章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

なお、2ページ記載のとおり、南海トラフ巨大地震より三浦半島断層群の地震や大正型関東地震のほうが本市の被害が大きいため、第5部の記載は、基本的に第4部までの内容を準用した記載となります。

③文言修正

前回改訂以降の、災害対策基本法の改正や組織改正に伴う名称変更など、関連する事項について、記載内容を修正します。

(3) パブリック・コメント手続実施結果

①期間

令和元年12月6日（金）～令和2年1月6日（月）

②結果

1人から5件の意見提出がありました。

③ 意見の概要と市の考え方

第1部 総則

| No | 意見等の概要 | 市の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | <p>「自主防災訓練を自主防災指導員が中心に行い、定期的に防災用資機材の点検を行うなど、自主防災組織の活動を充実させることが必要である」</p> <p>自主防災指導員の役割について、これまで記載したものがなかったような気がします。地域防災計画書に明記されることで、自主防災指導員の自覚と併せて周囲の認識も変わるので良いと思います。</p> | <p>これからも、「第2部 災害予防活動 第11章 災害に強い地域づくりの推進 第1節 自主防災活動の促進」にあるとおり、自主防災指導員の育成を図りたいと考えます。</p> |
| 2 | <p>地区により災害の様相はまちまちです。地区特有の災害や住民構成を想定した対策は地区の意見を尊重するのが良いと思うので、「地区防災計画の提案」を入れたのは良いと思います。</p> | <p>災害対策基本法の改正により、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区防災計画の提案について追加しました。</p> |

第2部 災害予防計画

| No | 意見等の概要 | 市の考え方 |
|----|--|---|
| 3 | <p>改訂版で、福祉避難所の種別、概要の表をなくしたのはどうしてでしょうか。いざというときには、具体的な避難所がある方がよいと思います。</p> | <p>二次福祉避難所・三次福祉避難所の具体的な施設名を地域防災計画に記載することで、一般の避難所に避難すべき方が殺到する恐れがあり、本当に福祉避難所への避難が必要な方の避難に支障が生じることを防ぐため、また、当該施設の被災状況や受入れが可能であるか等を見極めた上での開設となるため、二次及び三次福祉避難所の具体的な名称を削除しました。</p> <p>なお、福祉避難所の種別や概要等は、「第3部 災害応急対策計画 第5章 避難対策 第5節 要配慮者の避難対策」に記載されています。</p> |

| No | 意見等の概要 | 市の考え方 |
|----|--|--|
| 4 | <p>「帰宅困難者一時滞在施設」ですが、対象者は在勤者や行楽客で電車が動いたらすぐに乗車したいと思っているはずなので、駅の近くの公共施設などを設定するものと思っていました。横須賀で最も多くの帰宅困難者が想定されるのは横須賀中央駅ですが、周辺の施設が入っていないのはどうしてでしょうか。また、不入斗の総合体育館よりは文化会館の方が横須賀中央駅に近いのですが、一時滞在施設に入っていないのはどうしてでしょうか。</p> | <p>帰宅困難者対策は行政の枠組みを超えた広域的な問題であるとともに、事業者等による対策・支援が大きな役割を果たすと考えます。また、発生した帰宅困難者だけでなく、その前の帰宅困難者の発生を抑制する対策も大切だと考えます。</p> <p>その上で、帰宅困難者一時滞在施設の整備については、公共施設と共に協力していただける民間施設との連携強化を図っているところであり、これからも横須賀中央駅を含め、駅周辺の施設の利用を検討していきます。</p> <p>なお、文化会館は、災害時に地域医療救護所が設置され、物資配送拠点になる予定であるため、一時滞在施設に指定していません。</p> |
| 5 | <p>ペットについて、「同行避難を原則とする」とありますが、補助犬についても明記すべきではないでしょうか。一般には「同伴避難」のようなので避難所で生活を一緒にするのでしょうか。</p> <p>また、地元の「震災時避難所運営マニュアル」には、「同行避難を原則とする」という記載はありません。ペットについては、人により好き嫌いや体質の問題もあり、原則と規則は明確にしておかないとトラブルのもとになると思います。</p> <p>なお、この地域防災計画が決まったら避難所運営マニュアルも整合を取った表現にしてほしい。</p> | <p>補助犬については、身体障害者補助犬法により、同伴することを拒んではならないとあるため、ここでは明記していません。なお、ご意見にあるとおり、避難所には様々な方が避難してくるため、同伴避難の場所について配慮が必要だと考えます。</p> <p>また、避難所におけるペット避難については、環境省の「人とペットの災害対策ガイドラン」により、同行避難の原則が示されています。</p> <p>そのため、現在の震災時避難所運営マニュアル基本版における、ペット対策の考え方は同行避難を前提とした記載になっています。</p> <p>その上で、マニュアルの記載内容を変更する際は、各学校における避難所運営委員会で検討の上、変更することになると考えます。</p> |